

新宮町立新宮北小学校

いじめ防止基本方針



令和8年4月

新宮町立新宮北小学校

《目次》

1 新宮北小学校いじめ防止基本方針策定の意義	1
(1) 新宮北小学校いじめ防止基本方針の意義	
(2) いじめ防止対策推進法制定の意義	
(3) 国のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方	
2 いじめの定義及び防止等に関する考え方	1
(1) いじめの定義と理解	
(2) いじめ防止等に関する考え方	
① いじめを生まない教育活動の推進	
② いじめの早期発見の取組の充実	
③ いじめの早期対応と継続指導の充実	
④ 地域・家庭との積極的連携	
⑤ 関係機関との密接な連携	
3 いじめ防止等の対策	3
(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	
(2) いじめ防止等の対策のための組織	
(3) 取組状況の評価と改善	
(4) 関係機関との連携	
(5) 適切な学校評価・教員評価	
(6) 具体的な対策	
① いじめを生まない教育活動の推進	
② いじめの早期発見	
③ いじめの早期対応	
④ 児童理解と教育相談体制の整備	
⑤ 職員研修の充実	
⑥ 保護者・地域等への働きかけ	
4 重大事態への対応	8
(1) 重大事態の意味	
(2) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	
(3) 学校による調査	
① 調査を行うための組織	
② 事実関係を明確にするための調査の実施	
ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合	
イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合	
③ その他の留意事項	
(4) 調査結果の提供及び報告	
① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	
② 調査結果の報告	

新宮町立新宮北小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 新宮北小学校いじめ防止基本方針の意義

本校では「いじめ見逃し0」を目指し、「いじめ防止基本方針」を策定し、早急にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいる。

法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等がより体系的かつ計画的に実施されるよう「新宮北小学校いじめ防止基本方針」を定めている。

本基本方針は、法の規程により実施すべき対策について、「国・福岡県・新宮町の基本方針」に沿っていじめ問題に対する本校の役割と責任、取り組むべき事項を明確化する。

また、「いじめ防止対策推進法」においても、基本方針策定が義務づけられている。

〔学校いじめ防止基本方針〕第13条

学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(3) 国のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方

国のいじめ防止基本方針は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係諸機関の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

2 いじめの定義及び防止に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《解釈》

- 「一定の人間関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ

等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

○ 「心理的な影響」

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

○ 「物理的な影響」

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

《留意事項》

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともにいじめられた児童を全面的に支援する。

○ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。

○ インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。

○ 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

《運用》

○ 児童間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、トラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまでも法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（２）いじめの防止等に関する考え方

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。このため、学校の教育活動全体を通して次のことを推進していく必要がある。

- ・全ての児童に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・児童の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する校区住民への普及啓発

② いじめの早期発見の取組の充実

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し児童のわずかな変化に気づく力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められている。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に対する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。いじめに関する職員研修を年に1回確実に実施するとともに校長が、教職員に対していじめの状況や早期発見のための具体的な取組等についての面談を、年に2回実施する。

④ 地域・家庭との積極的連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、いじめの問題について地域連携会議等の活用をはじめ学校・家庭・地域が連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築していく。

⑤ 関係機関との密接な連携

いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる、

さらには、事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を法に則って行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等多様な関係機関と連携できる体制の構築を図っていく。

3 いじめの防止等の対策

(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（第8条）
- 国や県、市町村のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務（第13条）
- いじめ防止のための道徳教育や体験活動等の充実、児童が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（第15条）
- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する配慮（第16条）
- 教員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置（第18条）
- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発活動の実施（第19条）
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（第22条）

- いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築（第23条）
- 校長及び教員による加害児童に対する適切な懲戒（第25条）

（2）いじめ防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止等のために学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめ防止等の組織を設置するものとされている。

本校においては、これまでも「いじめ問題総合対策」に基づき、組織的な体制の構築等に取り組んできている。しかし、さらなる充実を図るためには、必要に応じ、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの外部の専門家を活用する体制を構築していく。

本校における、組織の主な役割としては、次のとおりである。

- 学校基本法に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核

いじめ防止等の対策には「未然防止」「早期発見」「早期対応」「報告・再発防止」がある。

まず、「未然防止」「早期発見」については生徒指導主任を中心とした「生徒指導委員会」を組織し取組を行う。

「未然防止」については、全教育課程を通し、各学年、学級で共通した指導を徹底し、共感的人間関係の構築や規範意識の育成を図っていく。「早期発見」については教育相談、アンケート調査等を行うとともに、日頃から家庭と連携しながら子どもたちの人間関係や変化をとらえていく。

いじめの問題が発生した場合には「いじめ・不登校対策委員会」で適切な対応を協議し、共通理解のもと早期対応していく。問題が解決した際には、対応の評価を行い、教育委員会等へ報告とともに、再発防止策について指導の改善を図っていく。

生徒指導委員会（未然防止・早期発見）

・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務 ・ 生徒指導主任 ・ 養護教諭 ・ 各学年担当者

いじめ・不登校対策委員会（早期対応・報告・再発防止）

・ 校長 ・ 教頭 ・ 教務 ・ 生徒指導主任 ・ 児童支援加配 ・ 養護教諭 ・ 担任 ・ SC ・ SSW 等

（3）取組状況の評価と改善

- 本校においては、学校基本方針に基づく取組の評価・検証を「生徒指導委員会」「いじめ・不登校対策委員会」で実施し、確実な実施と改善を図っていく。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること。

（4）関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する

ものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携する必要がある。また、新宮町いじめ問題対策連絡協議会や児童相談所とも連携を図り、事象に対する適切な対応を図っていく。

(5) 適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取り組んでいるのかについて評価する。(第34条対応、継続)
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置づけられたPDCAサイクルに基づき行う。(第34条対応、新)
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以降の取組に活かす。(第34条対応、継続)
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価し、その結果を以降の取組に活かす。

(6) 具体的な対策

①いじめを生まない教育活動の推進《未然防止》

- 県総合対策において示す、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にする心を育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を推進する。【第15条対応、継続】
- 県総合対策において示す学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。【第15条対応、強化】

ア わかる・できる授業づくり(自己肯定感・自尊感情の高まりによるいじめ防止)

- ・ 週指導計画に則り、目標と手立てを明確にした指導を行う。
- ・ 教科の特性に応じた授業を構成し、ノート指導と関連させて指導を行う。
- ・ 指導方法工夫改善教員と連携した、TT・少人数指導の充実を図る。

イ 基本的な生活習慣、規範意識の育成(家庭・地域との連携)

- ・ 家庭と連携した新家庭教育宣言の取組の充実を図る。
- ・ 挨拶、廊下歩行、時間厳守等、重点目標を設定して、全職員による徹底指導を行う。

ウ 支持的風土をもった学級集団づくり

- ・ よりよい人間関係づくりの基盤として「聞く」態度に重点を置き指導を行う。
- ・ 朝の会、帰りの会、学級活動等でエンカウンター的な活動を取り入れ、互いを認め合う人間関係の育成を図る。

エ 道徳教育の充実

- ・ 年間指導計画に則り、確実に年間35時間、道徳科の授業を実施する。特に、心の教育参観日や道徳科の時間を活用して、学年の発達段階に合わせて生命尊重の価値項目で授業を行い、命を大切にする心を養う。
- ・ 児童の実態や課題に即した「かがやき」「あおぞら」の活用により、学年協働で年間2回以上の人権学習を行う。

オ 連帯感・存在感を高める体験活動の充実

- ・ めざす姿とそれを達成させる手段を明確にした体験活動を実施し、子どもたちに満足感・成就感を味わわせる。(運動会・宿泊訓練・修学旅行等)
- ・ 日常的な係活動や清掃活動等について、活動の意義を理解させ主体的な活動ができるようにする。(活動に対する評価を適切に行う：称賛と励まし等)

②いじめの早期発見

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）及び「いじめ問題」（県・県私学協会作成）の活用と徹底を図る。
- 県総合対策において示す、いじめアンケート等の定期的な実施や教育相談活動の実施等の取組を推進する。【第16条対応、継続】
- 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、公立学校においては県と連携し、いじめの相談・通報に対する調査結果の市町村教育委員会・県教育委員会への報告体制を構築する。【第16条・第23条対応、強化】

ア 児童観察

- 子どもの状況を観察し、細かな変化を見逃さないように留意する。子どもに変化が見られた場合は教育相談を実施したり、家庭と連絡をしたりする。
- 子どもを観察する視点は、「いじめ問題の早期発見チェックリスト」（資料1）に則る。

イ 教育相談週間の設定

- 毎学期、教育相談週間を設定する。この期間に、アンケートに基づく個別面談を年間3回行うことで、いじめ問題等の発生がないかを全児童に確認していく。

ウ いじめアンケート調査の実施（毎月）

- 毎月1回、全児童に対し「学校生活アンケート」（資料2）を実施する。配慮すべき項目への記入があった場合には、個別に面談を行い状況把握を行うとともに適切な対応を行う。

エ 同学年研修会での児童の状況、指導の在り方の共通理解

- 毎週の同学年研修会において、学級の児童の状況を交流し、いじめの問題に発展する可能性がある状況については必ず情報を共有し、早急に適切な対応をとる。

- ・ 個別指導
- ・ 学級活動や道徳の時間など授業通しての全体指導
- ・ 学年全体での指導（学年集会）
- ・ 保護者への連絡

※ 状況によっては、生徒指導委員会及び管理職への報告を行い、組織的な対応を行う。

オ 生徒指導委員会での状況報告と指導方針の共通理解

- 「生徒指導評価表」（資料3）により、いじめ問題を発生させない取組の状況把握と改善策の検討を行う。
- いじめにつながると考えられる問題があった学年は「生徒指導記録用紙」（資料4）において、現状を報告する。（対応の適切さの評価と改善）対応が継続中であつたり、問題が複数、全学年に関係している場合は、その後の対応の共通理解を図り、一貫した指導方針で対応に当たる。

※教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得る。

カ 相談ポストの設置（常時）

- ・ 校長室前に相談ポストを設置し、児童の相談を常時受け付ける。

③いじめの早期対応

- 県総合対策において示す「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を引き続き推進する。
- 被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に引き続き努める。【第16条・23条対応、継続】

- 公立小中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。【第25条・26条対応、継続】
- 公立学校においては、学校だけでは対応が困難な事案に対して、市町村の支援チームや県と連携しいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。【第18条対応、継続】

いじめの問題が発生した場合には「いじめ・不登校対策委員会」が中心となって対応に当たる。

④教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を配置するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。【第18条対応、継続】
- 県や市町村と連携し、子どもホットライン24相談窓口や市町村の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。【第16条・第21条対応、継続】
- 学校の求めに応じて派遣される人材の確保のため、県や市町村と連携し、教育相談体制の整備に係る対策の充実に努めるとともに、関係機関・団体等との連携をより一層強化するよう努める。【第17条対応、新・継続】

【問題を未然に防いだり、問題に則対応ができる教育相談体制の確立】

- 校内の相談体制の充実（教育相談週間・相談ポスト等）
- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの連携

⑤教員研修の充実

- 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や学校設置者と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。【第18条対応、継続】
- 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等の活用を努める。【第20条対応、継続】

【生徒指導に関する研修の充実】

- いじめ問題に対応する生徒指導関係の研修に以下の内容を位置づけ実施する。
- 学級集団づくりに関する研修（構成的エンカウンター等）
 - 人間関係を深める「道徳科の時間」や「学級活動」の指導法に関する研修
 - いじめ問題に対応するスキルを身に付ける研修
 - 配慮が必要な子ども達の情報共有と対応についての研修会（学期始めと夏休みの2回）

⑥保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配付や相談窓口の紹介カードの配付等家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。【第21条対応、継続】
- 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容を周知する。【第19条対応、継続】
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や企業による地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。【第17条対応、継続】

【保護者との連携】

- 学校だよりによるいじめの問題等防止啓発
- いじめ防止に関するリーフレットの配付
- インターネットでのいじめの問題に関する親子研修会の実施（４・５・６年）

(7) その他

- 学校いじめ防止基本方針の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ基本方針を、入学説明会、入学時・各学年の開始時、PTA総会等で、児童、保護者、関係機関等に説明する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の２つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安とする。）
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票等の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（学校の設置者又はその設置する学校による対処）第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

《解釈》

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
 - (例) ・児童が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態に係る学校が調査を行う場合の学校の下組織の設置と事実関係の調査（第28条第1項）
- 学校が調査を行った場合の関係児童及び保護者への情報提供（第28条第2項）
- 重大事態の発生にともなう町教育委員会を通じた町長への報告（第30条第1項）

【調査要領】

- ・ 重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者（新宮町教育委員会）に報告する。
- ・ 学校の設置者（新宮町教育委員会）の判断に基づき、学校が調査主体となった場合、

事態への対処及び再発防止のための調査を行う。当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にするよう努める。

- ・ いじめられた児童又は保護者が希望し、第28条第1項の調査に平行して県知事または町長による調査を実施する場合、調査対象となる児童等の心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、平行して行われる調査主体と密接に連携して適切に役割分担等を行う。
- ・ 学校が調査主体とならなかった場合は、資料を提供する等積極的に調査に協力する。

(3) 平時からの構え

いじめはどの児童にも起こり得るという認識に立ち、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行う。児童一人一人が安心して学習・生活できる学校づくりを全教育活動を通して推進する。

- いじめの未然防止のため、児童の自己肯定感を高め、互いを尊重し合う態度を育成する教育活動を計画的に実施する。
- 全教職員が児童の小さな変化を見逃さないよう、日常的な観察と情報共有を徹底する。
- いじめの兆候を早期に把握するために、定期的な調査と相談体制を整備する。
- 児童が安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、保護者からの相談にも迅速に対応する。
- いじめ防止対策委員会を中心として、教職員が情報を共有し、組織的に対応する体制を確立する。

(4) 学校の基本姿勢

- 児童一人一人の人権と個性を尊重し、互いを認め合い、支え合う学校づくりを推進する。いじめは重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない行為であるとの認識のもと、学校全体でいじめ防止等に取り組む。
- いじめ防止等に関して、学校が主体的に取り組むとともに、保護者及び関係機関と連携しながら、児童の健全教育と安全・安心な学校環境の確保に努める。

(5) 発生時の対応

いじめの疑いがある事案を把握した場合は、特定の教職員が抱えこむことなく、速やかに管理職及び校内いじめ防止対策委員会に報告し、学校全体で組織的に対応する。

- 被害児童の安全を最優先に確保するとともに、関係児童及び周囲の児童から丁寧に聞き取りを行い、客観的な事実関係の把握に努める。
- 被害児童の心身の安全と安心を確保するため、継続的な見守りと心理的支援を行う。
- 加害児童に対しては、行為の重大性を理解させるとともに、背景要因を踏まえた継続的な指導及び支援を行う。
- 事実関係の確認後、速やかに双方の保護者へ連絡し、学校の対応方針について説明するとともに、連携して解決に当たる。
- いじめの疑いを把握した場合には、担任は速やかに管理職へ報告し、校内いじめ防止対策委員会を招集する。委員会において、情報を共有し、事実確認、指導方針、保護者対応等について協議し、組織的に対応する。

(6) 調査結果をふまえた対応

調査によりいじめの事実が確認された場合は、被害者児童の安全と安心を最優先とし、学校としての対応方針を組織的に決定し、速やかに必要な指導及び支援を行う。

- 聞き取りや資料等により把握した内容をもとに、校内いじめ防止対策委員会においていじめの有無を判断し、教職員間で共通理解を図る。

- 被害児童の心身の状態を十分に把握し、安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な見守り及び必要な支援を行う。
- 加害児童に対しては、いじめの行為が重大な人権侵害であること理解させるとともに、行動の背景を踏まえた継続的な指導および支援を行う。
- 調査結果及び学校の対応方針については、被害・加害双方の保護者に対して丁寧に説明を行い、理解と協力を得ながら解決に向けて取り組む。
- 同様の事案の再発を防止するために、学校及び学年全体への指導や学校生活の見直しを行う。